

令和6年度首都圏ホテルコンシェルジュを活用したインバウンド誘客実施業務
企画提案競争に係る説明書

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度首都圏ホテルコンシェルジュを活用したインバウンド誘客実施業務

(2) 業務の目的

訪日客等へ周辺地域観光の紹介などを担うコンシェルジュを対象にモニターツアーを実施し、本県の優れた観光資源や食の魅力等を理解してもらうことで更なるインバウンド誘客を促進する。

(3) 業務の内容

別添「令和6年度首都圏ホテルコンシェルジュを活用したインバウンド誘客実施業務」仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

(5) 委託の規模

899,800円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない範囲とする。

※これは事業規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

(6) 担当部局

茨城県営業戦略部東京渉外局PR・誘致チーム（担当：高橋）

住 所：東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館9階

電 話：03-5212-9191

FAX：03-5212-9089

E-mail：t.pr-yuchi@pref.ibaraki.lg.jp

2. 企画提案競争参加資格要件

企画提案競争に参加しようとするものは、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 本公告に示した業務に類似する業務を実施した実績があり、且つ、確実に履行できる者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3. 企画提案競争に係る質疑

企画提案競争に係る質疑については、下記のとおり受付・回答を行う。

(1) 質疑提出方法

別添「質疑・回答書」（様式第3号）により、電子メールまたはFAXにより提出すること。

(2) 質疑受付期間

公告の日から令和6年5月7日（火）午後5時まで

(3) 質疑への回答方法

全ての質疑を一括して令和6年5月9日（木）までに、電子メールまたはFAXにより回答する。

4. 企画の提案

(1) 提案事項

①企画案

仕様書の内容を踏まえ、事業実施方針及び手法について、可能な限り具体的な内容を記載すること。

②実施体制

作業スケジュール、実施体制（再委託を予定する場合は、再委託の相手先や役割を記入）について、業務区分ごとに設定すること。

③会社の業務実績

同種又は類似であることが判断できるよう記載すること。

④費用見積額

仕様書及び提案内容に沿って積算基礎が明確な経費見積書（消費税等を含む）を提出すること。

(2) 提出書類及び提出部数

①企画提案提出書（様式第1号） 1部

②資格要件に関する申立書（様式第2号） 1部

③企画提案書（任意様式） 6部

※社名記載1部 無記名5部

④見積書（任意様式） 1部

⑤会社概要（任意様式） 1部

(3) 提出先

前記1（6）に同じ

(4) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時必着

(5) 提出方法

持参又は郵送

5. 審査

(1) 審査方法

担当部局内に設置した「プロポーザル審査委員会」において、下記(2)の審査項目をもとに審査を行う。審査会はプレゼンテーション審査が基本であるが、県側の判断により書面で行う場合もある。

なお、審査内容は非公開とし、審査手法・結果についての異議申立ては認めない。

(2) 審査項目

| | |
|---------------|--|
| 1. 業務実施方針及び手法 | <ul style="list-style-type: none">・本事業（仕様書）の理解度及び実施方針の妥当性・業務手法の妥当性・提案の的確性及び実現性 |
| 2. 工程計画及び実施体制 | <ul style="list-style-type: none">・作業スケジュールの妥当性・作業内容及び実施体制の妥当性 |
| 3. 会社の業務実績等 | <ul style="list-style-type: none">・過去において実施した同種及び類似業務の実績・当該事業に有用なネットワークの保有 |
| 4. 総合力等の評価 | <ul style="list-style-type: none">・上記の他、特に評価できる点など、総合的勘案事項 |

6. その他

(1) 書類の作成に用いる言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否：要

(3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(5) 審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また委託金額は、採用決定後、見積り合わせにより別途決定する。

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

この事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

業務名：令和6年度首都圏ホテルコンシェルジュを活用したインバウンド誘客実施業務

(記載責任者及び連絡先)

| | |
|---------------|--|
| (ふりがな) 氏 名 | |
| 担 当 部 署 | |
| 電 話 番 号 | |
| F A X 番 号 | |
| Eメールアドレス | |

(様式第2号)

資 格 要 件 に 関 す る 申 立 書

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

茨城県が実施する、令和6年度首都圏ホテルコンシェルジュを活用したインバウンド誘客実施業務の企画提案競争の参加に要求される、下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 本公告に示した業務に類似する業務を実施した実績があり、且つ、確実に履行できる者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(様式第3号)

質疑・回答書

名 称：

担当者名：

連絡先：

質 問 内 容

回 答 内 容